

# 役員退職給与規程

平成 16 年 3 月 25 日理事会承認

## ( 総 則 )

第 1 条 社団法人建築設備技術者協会の常勤役員の退職手当については、この規程の定めるところによる。

## ( 退職手当の支給 )

第 2 条 常勤の役員の退職手当は、常勤の役員として 1 年以上在籍し、次の各号の一つに該当する場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- ( 1 ) 疾病のため辞職した場合又は休職期間が満了し退職した場合
- ( 2 ) 在職中死亡した場合
- ( 3 ) 本協会の解散その他業務上の都合により解任された場合
- ( 4 ) 自己の都合により円満退職した場合
- ( 5 ) 任期満了により常勤の役員を退職した場合

2 定款第 16 条第 2 号に規程する理由により役員を解任された者には、退職手当を支給しない。

## ( 退職手当の算出 )

第 3 条 退職手当は、退職時における報酬年額の 12 分の 1 の額に、常勤の役員としての勤続期間に応じ別に定める割合を乗じて得た額とする。

## ( 勤続期間の計算 )

第 4 条 退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、本協会の常勤の役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

## ( 功労金 )

第 5 条 在職中、特に功労顕著であった者に対しては、会長は、功労金を支給する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1、 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2、 本協会設立時において、旧日本空調衛生設備士協会の常勤の役員であった者で、引続き本協会の常勤の役員として勤務した者については、第4条の規定にかかわらず、勤続期間の計算において、旧日本空調衛生設備士協会の常勤の役員となった日の属する月を起点とする。